



衆議院憲法調査会ニュース

H12.12.1 Vol.5

— 第150回(臨時)国会 — 発行：衆議院憲法調査会事務局

11月30日に、第5回の憲法調査会(通算17回目)が開かれました。

日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)

標記を議題として、以下の参考人からの意見聴取とそれに対する質疑が行われました。

◇午前

参考人

石原 慎太郎君(東京都知事)

質疑者

柳澤 伯夫君(自民)	島 聡君(民主)
赤松 正雄君(公明)	武山百合子君(自由)
山口 富男君(共産)	阿部 知子君(社民)
近藤 基彦君(21クラブ)	小池百合子君(保守)

◇午後

参考人

櫻井 よしこ君(ジャーナリスト)

質疑者

高市 早苗君(自民)	枝野 幸男君(民主)
江田 康幸君(公明)	藤島 正之君(自由)
春名 真章君(共産)	山口わか子君(社民)
近藤 基彦君(21クラブ)	小池百合子君(保守)

参考人の意見陳述の要旨及び参考人に対する質疑の概要は、それぞれ以下のとおりです。

石原慎太郎参考人の意見陳述の要旨

はじめに

最近の我が国やヨーロッパの動きを見てみると、戦争の惨禍を受けた国民が主体性を取り戻すためには50年を要するというのが、歴史の必然かもしれない。

1. 日本国憲法は「マッカーサー憲法」から「平和憲法」と称されるようになってから一つの理念の象徴となり、国民はその理念が現実であるとの錯覚に陥っている。これは非常に危ういことである。
2. 憲法制定の経緯、さらにはそれ以前の日本及び世界の近代史を振り返って、どういう意図をもって、誰が主体となって日本国憲法が作られたかを正確に認識しなければならない。
3. それぞれの国家、民族は個性を持ち、それを発揮しようと互いに競争をしている。そして、自己決定能力(自主性)を喪失した国家は、崩壊する。
4. アメリカは日本の力を恐れ、その力を抑制するために日本国憲法を作った。そこには日本人

- の意思、自主性は、ほとんど反映されていない。
5. 国民の代表機関である国会は、日本国憲法には歴史的正当性がないとしてこれを「否定」する決議をし、その上で、新たな憲法を作る仕事に着手するべきである。

◎各委員からの質疑事項

柳澤 伯夫君(自民)

- ・参考人は、9条改正、外国人の地方参政権等に関し、国会議員であったときと現在とでその考えを変えたのか。
- ・参考人は、日米安保条約を、集団的自衛権を強化する方向で変えていくべきと考えるか、あるいは、それをアジアの地域的集団安全保障体制に発展させていくべきと考えるか。

島 聡君(民主)

- ・地方分権を推進するに当たり、地方と中央の役割分担はどうあるべきか。
- ・我が国を将来的に連邦型国家とし、地方政府に広範な法律制定権、課税権を与えるべきと考えるが、いかがか。
- ・現行の議院内閣制を改め、首相公選制を導入すべきと考えるが、いかがか。

赤松 正雄君(公明)

- ・参考人は、国会議員として永年在職の表彰を受けた際の謝辞の中で、「政治の在り方に失望した」として議員辞職を表明されたが、その「失望」は今も変わらないか。
- ・中江兆民の『三酔人経綸問答』で示されている、理想主義、穏健的现实主義、パワーポリティックスのうち、参考人は、どの立場をとるのか。

武山 百合子君(自由)

- ・参議院議員通常選挙に全国区から立候補して当選した経験のある参考人は、全国区をどう評価しているか。
- ・参考人は、現行憲法が今までなぜ改正されてこなかったと考えているか。
- ・学校教育では、歴史教育において近代史以降がきちんと教えられていないように思うが、いかがか。

山口 富男君(共産)

- ・現行憲法の前文は、世界の平和やアジアの平和のための拠りどころになると思うが、いかがか。
- ・参考人は、かつてその主宰する「黎明の会」が作成した改憲案において、9条の全面改正を主

憲法調査会は、毎月2回程度、衆議院第18委員室にて開会されています。(木曜日定例)

http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_kenpou.htm

張していたが、これは今でも変わらないか。

- ・9条の理念を世界中に広めようという運動が各国で起こっているが、これをどう評価するか。

阿部知子君(社民)

- ・現行憲法は、制定時から国民の支持を得ていたと考えている。また、公布に当たっての天皇の勅語にも憲法を正しく運用していく旨の決意が述べられている。これらについて、参考人はどう考えているのか。
- ・参考人は、我が国が直面している領土問題を武力で解決すべきと考えているか。また、このために徴兵制が必要と考えているか。

近藤基彦君(21クラブ)

- ・憲法について、国民に対する啓蒙活動が必要と思うが、そのための効果的な方法としてどのようなことが考えられるか。
- ・現行憲法をいったん「否定」して考え直すというのは、憲法のすべてを「否定」という意味と理解してよいか。

小池百合子君(保守)

- ・領土に関する我が国の意識は希薄であると考えられるが、いかがか。
- ・今後の我が国の国家戦略に必要なものは、何か。

櫻井よしこ参考人の意見陳述の要旨

1. 日本をとりまく国際環境の変化
 - ①国際社会の価値観の二重構造
 - ・21世紀は人類の普遍的価値と国益の交錯する時代である。コソボ紛争を例にとると、21世紀の国際社会においては圧政や人権問題が一国の内政問題では済まなくなっている。一方、他国への人道的介入に際しては、自国の国益を考慮せざるを得ないという現実もある。
 - ・21世紀の日本に求められていることは、国境を越え、一人一人の人間を大事にする価値観であり、例えば、チベット問題について中国に問いただすことなど、人道問題を政治に反映させるべきである。
 - ②米国の変化と日本の試練
 - ・本年10月に共和党、民主党の両ブレンにより発表された「日米の成熟したパートナーシップに向けて」によれば、21世紀の日米関係の妨げとして、日本が集団的自衛権の行使を認めていないことを挙げている。日本は米国に対し、米英関係のように対等な立場で役割を分担していくべきである。
2. 考える能力をもつ国民の育成(情報の把握/分析/公開—満州事変から薬害エイズまで)
 - ・日本は、これまで国民が情報を取得することによって、自ら考え、議論する能力を育ててこなかった。満州事変から薬害エイズに至るまで、情報が歪められることにより、国民が惑わされ、過ちを招いた。また、現行憲法の制定においても国民は十分な情報を得ること

ができなかった。情報は国民の考える能力を引き出す道具であるため、情報公開について憲法に書き加えるべきである。

3. 世界のために役立つ日本

①環境政策

- ・21世紀は軍事力、経済力といったハードパワーでなく、情報の発信、国際世論の喚起といったソフトパワーが重要となる時代である。日本が世界に対し、最もソフトパワーを発揮しうる分野は環境政策であり、国際社会において環境面でなしうることを率先して行っていくべきである。

②外国人との共存

- ・外国人に「やさしい」政治という観点から、日本は難民の受入れなどを積極的に行うべきである。

4. 日本の姿を知る

- ・過去の戦争に対する反省と冷静な分析が必要である。
- ・憲法は国の土台であり、国民と一緒に議論する必要がある。「日米の成熟したパートナーシップに向けて」が訴えているのは日本の憲法改正であるが、再び外国の圧力で憲法改正を行うことのないように、あらゆる情報を国民に提供し、透明、公正なプロセスで議論を進めて欲しい。

◎各委員からの質疑事項

高市早苗君(自民)

- ・憲法の議論をするに当たって、国の役割は、主権、国益、国民の生命、財産を守ることであり、他方、国民は自由だけでなく責任を自覚することが必要であるとの認識に立つべきである。また、「平等」の意味は、「結果の平等」ではなく「機会の平等」であると考えられるべきである。このような私見に対する感想を伺いたい。
- ・たとえ国外であっても、国家は、紛争に巻き込まれた邦人の救出活動を行うべきである。憲法や自衛隊法がその支障となっているのなら、改めるべきと思うが、いかがか。
- ・永住外国人に参政権を認める考えについて、どう思うか。
- ・憲法には、国民の義務の規定が少なく、権利の主張が目立つ。行き過ぎた権利主張を制限するため、人権の制約根拠である「公共の福祉」の内容をもっと明確にする必要があると思うが、いかがか。

枝野幸男君(民主)

- ・中国政府がチベットに対して圧政を行っている現状を踏まえれば、中国に対するODAを中止するぐらいの措置をとるべきと思うが、いかがか。
- ・台湾に対する日本の外交政策をどう評価しているか。
- ・仮に、人道的立場からの軍事的介入を容認する立場に立つとしても、我が国は、それ以前の間

題として、まず外交姿勢を改めるべきではないか。例えば、チベット問題、台湾問題等について中国政府の言いなりになっているような外交姿勢は改める必要がある。

- ・参考人は、日米関係は米英関係と同じように両国の対等性に基づくべきであるとの考えだが、その対等性は、どのような面で実現できると考えるのか。

江田 康幸君（公明）

- ・過去において、富国強兵や経済大国の実現という「手段としての教育」が行われた。しかし、今後は、「目的としての教育」を目指していくべきと考えるが、教育基本法の見直しについて、どのように考えるか。
- ・開かれた民主主義国家の実現という見地から、永住外国人に対する参政権付与について、どのように考えるか。

藤島 正之君（自由）

- ・アジアの安定を図るためには、日米が対等に付き合っていく必要があるのではないか。
- ・中国及び朝鮮半島の動向について、どのように考えるか。
- ・「集団的自衛権を有するが、行使はできない」とする内閣法制局の見解について、どのように考えるか。

春名 真章君（共産）

- ・南北朝鮮の歴史的な和解がなされる等、アジアは危機的な状況ではなく平和に向けた流れの中にあるのではないか。また、そのような流れを促進する外交努力こそ、なされるべきではないか。
- ・9条の改正よりも、侵略戦争の反省とその補償を優先すべきではないか。また、周辺事態法等について、アジア諸国の反発が強いが、9条を堅持していくことこそ、アジアの平和に資するのではないか。
- ・我が国は平和主義を推進していくべきであり、平和主義を徹底する9条は、世界史的な意義を持っているのではないか。

山口 わか子君（社民）

- ・戦争の悲惨な体験をした者としては、再びこのような過ちを繰り返すことのないよう、平和主義を掲げた現行憲法を守り、平和を推進していくべきであると考えているが、いかがか。
- ・憲法と現実との乖離は、憲法に掲げられた理念に適った法律の制定や政策の実行がなされていないことに問題があると考えているが、いかがか。

近藤 基彦君（21クラブ）

- ・改憲を主張する理由として、憲法と現実との乖離を重視するのか、それとも「押しつけ」の事実を重視するのか。
- ・国民的な憲法論議を引き起こすための手段として、どのようなものが考えられるか。

小池 百合子君（保守）

- ・日米関係及び米英関係の歴史及び取り巻く環境等の差違にかんがみれば、日米関係を米英関係的なものに改めるべきとする参考人の主張の実現には時間がかかるのではないかと考える。参考人は、その実現のための課題はどのようなものかと考えるか。
- ・国家戦略を構築するシステムの確立が重要であると考えているが、そのためのインフラ整備としてどのようなことが考えられるか。

多数の傍聴、ありがとうございました （御礼とお詫び）

11月30日の憲法調査会には、午前・午後ともに多数の方々が傍聴に見えられました。この日、調査会が発行した傍聴券は最終的に377枚に達しましたが（下表参照）、傍聴席の収容人数に限りがあることから、既に調査会開会前の時点で、傍聴を希望する方がすべての議事を傍聴することができない事態が十分に予想されました。

こうしたことを受けて、調査会事務局では、幹事会での了承を得た上で、傍聴を希望するすべての方ができるだけ平等に傍聴の機会を得られるよう時間を区切つての入替制を実施いたしました。

しかし、結果的に、せっかく傍聴に来られた方々にはご不満とともに多大のご迷惑をおかけすることになりました。ここに、調査会事務局としてお詫び申し上げますとともに、重要な反省材料とし、今後とも、より一層の情報開示に努めてまいりたいと存じます。

《参考》最近の憲法調査会の傍聴券発行枚数

9月28日	130枚
10月12日	69枚
10月26日	52枚
11月9日	76枚
11月30日	377枚

憲法調査会の今後の予定

憲法調査会では、現在、「21世紀の日本のあるべき姿」について、各界の有識者から意見を聴取致しております。

現在までに、確定している参考人は、以下のとおりです（12.21は、午前みの開会となります）。

12.7 （木）	午前	評論家・麗澤大学教授	松本健一君
	午後	上智大学教授	渡部昇一君
12.21 （木）	午前	国際基督教大学教養学部教授	村上陽一郎君

憲法調査会は、毎月2回程度、衆議院第18委員室にて開会されています。（木曜日定例）

http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_kenpou.htm

衆議院ホームページのリニューアルに伴うアドレス変更等のお知らせ

衆議院ホームページがリニューアルされました。これに伴い、アドレスの変更がありますので、アドレスを登録されている方は変更願います。

新しい衆議院憲法調査会のアドレスは、以下のとおりです。

http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_kenpou.htm

こちらのサイトにおいて、新たに、

・『衆議院憲法調査会ニュース』のバックナンバー ・『衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書』

を PDF ファイル形式で掲載しております。

また、英文ホームページについても下記のとおり、アドレスが変更になっております。

http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_e_kenpou.htm

なお、憲法調査会の会議録については、以下のアドレスでご覧になれます。

http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_kaigiroku.htm

憲法調査会の審議の様子を知るには

憲法調査会の審議は、衆議院議員の紹介により傍聴が可能です。しかしながら、先の「多数の傍聴、ありがとうございます（御礼とお詫び）」でも触れましたとおり、傍聴希望者があまりに多数となってしまった場合、傍聴席の収容人数に限りがあることから、傍聴に来られた方のご期待に添えない結果となってしまう場合がございます。

憲法調査会の審議につきましては、傍聴のほか、インターネットを通じての審議中継を利用することもできます。

<http://www.shugiintv.go.jp/>

生中継のほか、録画による過去の中継も視聴が可能です。

審議中継は、民間のCS放送「国会TV」と契約することによっても見るができます。

また、会議録については、衆議院のホームページのほか、国立国会図書館のホームページからも検索・閲覧が可能です。

<http://kokkai.ndl.go.jp/>

なお、印刷された会議録については、「衆栄会」において予約販売しております。

【問合せ先】

・衆栄会（衆議院第二別館2階）

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-6-3

TEL 03(3581)5111 内線 2682

FAX 03(3580)4889

「憲法のひろば」について

憲法について広く国民の意見を聴くため、今年の2月下旬から開設された「憲法のひろば」には、これまでに数々の意見が寄せられています。

寄せられている意見の内訳は、以下のとおりとなっています。（11/30現在）

◎受付意見総数：663件

◎意見を寄せられる媒体内訳

葉書	360件
FAX	79件
封書	149件
E-mail	75件

◎分野別内訳

前文に関するもの	25
天皇に関するもの	40
戦争放棄に関するもの	402
権利・義務に関するもの	43
国会に関するもの	22
内閣に関するもの	19
司法に関するもの	6
財政に関するもの	8
地方自治に関するもの	8
改正規定に関するもの	5
最高法規に関するもの	6
その他	373

複数の分野にわたる意見が寄せられる場合がありますので、分野別の内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【憲法調査会に国民の声を！】

憲法調査会では、憲法に関して広く国民の意見を聴くため、『憲法のひろば』を設けています。

憲法について、さまざまな意見を寄せていただけますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。宛先は、以下のとおりです。

FAX 03-3581-5875

E-mail kenpou@shugiin.go.jp

郵便 〒100-8960 千代田区永田町 1-7-1

衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係

いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

4 ※ 「憲法調査会ニュース」は、電子メールを用いたメールマガジン方式によっても配信が可能です。電子メールによる配信をご希望の場合、下記アドレスに「配信希望」の旨をご連絡下さい。

kenpou@shugiin.go.jp